

VI. 事業活動に関する事項

1. 農業振興活動

○ 次代を担う農業者の育成

地域農業の未来を支えるため、就農希望者への支援や「アグリチャレンジ研修」などを通じた新規就農者の育成に努めました。

○ 営農指導員の訪問活動

営農指導員による圃場訪問活動（5,890件）や、定期的な訪問活動（次世代総点検運動）を充実させました。生産現場での技術指導や経営指導を実践するとともに、農家組合員からの幅広い意見や要望をお聴きし、課題解決や目標の共有を図るなど、組合員に寄り添った対応に努めました。



○ 労働力確保への支援

農業者の高齢化や人手不足といった課題に対応するため、農業特化型のスポットバイト求人アプリ「デイワークアプリ」の周知を図り、労働力の確保による営農の継続・拡大を支援しました。

また、子会社である㈱JAファーム福岡を通じて無料職業紹介事業を展開し、求人農家と求職者のマッチングに努めました。

○ 安全・安心な農産物の提供

消費者の皆様へ安全で安心な農畜産物をお届けするため、適正な農薬使用を管理する「防除履歴システム」の普及・利便性向上を図るとともに、出荷前残留農薬検査を徹底しました。

また、食品安全や環境保全に向けた福岡県GAP旧制度等に基づく生産活動の啓発を継続して行いました。

○ 共同販売での取り組み

主力卸売市場との意見交換や密な連携を図り、生産・販売課題の解決と販売機能の強化に取り組みました。また、福岡市や給食関連事業者との連携を強化して学校給食での市内産農産物の利用拡充を進めたほか、ターゲットを明確にした販促活動を通じて市内産農畜産物のブランド力向上に努めました。



○ 博多じょうもんさん市場

直売所「博多じょうもんさん市場」では、季節ごとのイベントやSNS（公式Instagram等）を活用した情報発信、消費者向けの食育セミナーなどを通じて来店者への訴求力を高めました。

この結果、多くのお客様にご来店いただき、直売所売上高は前年の過去最高を上回る20.4億円に伸長しました。



○ 白米販売

安全・安心な市内産米をお届けする「よねまる会員」の新規募集を再開するとともに、白米販売機能の維持・再構築と業務体制の効率化を図りました。また、実需者に求められる高品質米の販売量確保に努め、米販売高は8.73億円となりました。

○ 地域農業の活性化

今後の地域農業の維持に向けた地域計画（目標地図）への対応や耕作放棄地対策について、支店農業振興協議会等を通じて集落単位での協議を進めました。

○ 共同施設の活用

生産者の労力軽減と生産基盤の維持に向けて、ライスセンター（早良・西）や水稻共同育苗センターの継続的な利用推進を図りました。あわせて、一部地域では農業機械（コンバイン等）の共同利用を進め、効率的な営農体制の構築を支援しました。

○ 主食用米の全量買取

生産者が持続的かつ安定的に生産できる環境を整えるため、再生産可能な水準での買取価格の確保に努めるとともに、早期の支払いが可能な精算体制を構築しました。あわせて、需要に応じた作付面積の確保と、実需に求められる高品質な主食用米の集荷を推進しました。

○ 生産資材の低コスト化

昨今の農業資材価格の高騰対策として、農薬の特別予約価格の実施や価格調査、仕入業者の見直し等を行い、資材コストの低減に努めました。

また、近隣JAと連携した価格交渉やJA独自の支援策を実施するとともに、予約注文におけるインターネットシステムの導入を検討し、利便性の向上と事務コストの削減を目指しました。

2. 地域貢献活動

○ 支店行動計画

各支店における「支店行動計画」を軸として、組合員が参画意識を高め、職員と協力して支店の重点課題の解消に取り組ましました。それぞれの地域特性や強みを活かした組織活動を展開することで、農業振興および地域コミュニティの活性化に寄与し、地域に根ざした協同組合としての役割を果たしました。



○ 稲作体験

次世代へ食と農への理解を深める食農教育活動として、青年部などが中心となり、地域の小学校や保育園の子どもたちを対象とした学童稲作（田植えや稲刈り等の体験）を実施しました。

○ まめひめ

女性組織「まめひめ」が主体となり、小学校や公民館、各支店等において「みそ造り体験指導」や「伝統料理教室」を計56回開催しました。これらの活動を通じて、地域の食文化の継承と食農教育の実践に貢献するとともに、地域貢献活動の推進を図りました。



○ 食農ティーチャー

組合員・JAと地域住民とをつなぐ「食と農の架け橋」として食農ティーチャー制度を運用し、旬菜キッチンや小中学校、公民館等において実践的な食農教育を行い、地域での普及・啓発に広く活躍しました。

○ ちゃぐりんキッズフェスタ

次世代に食と農への興味と理解を深めてもらうことを目的とし、子ども向け教育雑誌「ちゃぐりん」等の普及・活用を進めました。また、子どもたちが楽しみながら農業に触れ合える「ちゃぐりんキッズフェスタ」等のイベントを通じて、食農教育の更なる充実を目指しています。



○ 環境保全活動

支店や各組織において「ラブアース・クリーンアップ」等の地域清掃活動にも積極的に参加し、地域の環境保全に貢献しました。



○ 少年剣道大会

青少年の健全育成と地域社会への貢献を目的として、11月に「第30回少年剣道大会」を開催しました。



○ 元気なふるさと応援基金

農業振興や自然環境保護、郷土文化の伝承等を通じて地域活性化に貢献している団体を表彰し、支援金を交付する「元気なふるさと応援基金」を実施しました。第18回目となる令和7年度は、計5団体を表彰・支援しました。

○ 高齢者福祉

福祉事業においては、生活相談員による新規利用者獲得とサービス向上に努める一方で、事業内容の精査を行い、訪問介護事業の段階的縮小・廃止を実施して収支改善等を図りました。また、各支店における「成春倶楽部（ミニデイ）」の活動提案などを通じ、地域の高齢者の生きがいをづくりを支援しました。

○ 子ども食堂への食材提供

地域貢献活動の一環として、臼佐支店における手作りみその寄贈や、田隈支店における農産物の寄贈など、管内の子ども食堂等への食材提供に取り組みました。地域と連携しながら、食と農を通じた地域コミュニティへの支援活動を実践しています。



3. 情報提供活動

○ J a m (ジャム)

毎月 9,930 部発行し、組合員宅へ配布しています。農業情報から税務・法律までくらしをサポートする包括的なトピックスの他、当 JA および農や地域に密着したニュースを幅広く掲載しています。



○ 支店だより

各支店において、地域に密着した情報や「支店行動計画」の取組み状況等をタイムリーに伝える「支店だより（支店広報誌）」を発行しています。職員が主体となって現場から情報発信を行う「現場広報」の体制を整備するとともに、「支店広報誌コンクール」を実施し、職員の広報制作力の向上と活動の充実に繋がっています。



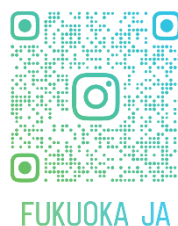
○ J A 福岡市公式 LINE

各支店の「支店だより（広報誌）」や支店行動計画の活動報告、またキャンペーン情報や特殊詐欺情報等を配信することで、スマートフォンを通じた身近な情報を提供しています。組合員や利用者との新たなコミュニケーションツールとしての定着化、積極的な活用を推進しています。



○ J A 福岡市公式 Instagram

「JA 福岡市公式 Instagram」では、年間 200 本以上の投稿を通じて、楽しいイベント情報や管内農家の紹介、農畜産物の魅力を全国にお届けしています。さらに、プレゼント企画と連動したプロモーションを実施することで訴求力を高め、JA ファンの獲得に繋がっています。



○ 博多じょうもんさん市場 公式 LINE・Instagram

直売所「博多じょうもんさん市場」において、Instagram や店舗ごとの公式 LINE アカウント等を用いた SNS 発信を積極的に行いました。

旬の市内産農産物の入荷状況や、季節ごとの販売促進イベントの情報などを利用者に直接・迅速に届けることで消費者への訴求力を高め、直売所への集客力向上と販売拡大を図っています。



○ クックパッド

市内産農産物の消費拡大と食育活動の一環として、直売所の職員が考案し、店頭で配布しているオリジナルレシピを料理レシピサイト「クックパッド」に掲載しています。

○ c r o s s f m

地元 FM ラジオ局「c r o s s f m」の番組内コーナー「V e g e S h o c k」（毎週金曜日放送）に、生産者や J A 職員が定期的に出演しています。ラジオという身近なメディアを通じて、市内産農産物や直売所「博多じょうもんさん」ブランドの PR を行うとともに、J A の各種事業や地域における活動を広く発信しています。

4. リスク管理の状況

さまざまなリスクに対応＝態勢の充実と実効性の確保

■ リスク管理体制

◇ リスク管理の基本方針等

組合員・利用者の皆様に安心して当JAをご利用いただくためには、より健全性の高い経営を確保し、信頼性を高めていくことが重要です。

このため、有効な内部管理態勢を構築し、直面する様々なリスクに適切に対応すべく、常勤理事会及び理事会にて、以下の事項につき検討を行っています。

- ① 内部統制基本方針に関する事項
- ② リスク管理関連の諸施策に関する事項
- ③ コンプライアンス態勢の確立に関する事項
- ④ コンプライアンス関連の諸問題への対策に関する事項
- ⑤ その他目的達成に必要な事項

また、収益とリスクの適切な管理、適切な資産自己査定の実施などを通じてリスク管理体制の充実・強化に努めています。

また、昨今の国際情勢をふまえ、マネー・ローダリングおよびテロ資金供与等の金融サービスの濫用防止対策（マネロン等対策）の重要性はこれまでに高く高まっています。当JAではマネロン等対策を重要課題の1つとして位置づけ、リスクに応じた対策を適切に講じています。

(1) 信用リスク管理

当JAは、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店に融資審査室、融資課を設置し各支店との連携を図りながら、融資審査、与信審査、債権管理を行っています。融資審査室は審査について取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。融資課は貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行うとともに、不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

(2) 市場リスク管理

当JAでは、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当JAの保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

(3) 流動性リスク管理

当JAでは、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

(4) オペレーショナル・リスク管理

オペレーショナル・リスクとは、業務の過程、役職員の活動もしくは、システムが不適切であること又は外生的な事象による損失を被るリスクのことです。当JAでは、収益発生を意図し能動的な要因により発生する信用リスクや市場リスク及び流動性リスク以外のリスクで、受動的に発生する事務、システム、法務などについて事務処理や業務運営の過程において、損失を被るリスクと定義しています。事務リスク、システムリスクなどについて、事務手続を整備し、事故・事務ミスが発生した場合は速やかに状況を把握する体制を整備して、リスク発生後の対応及び改善が迅速・正確に反映できるよう努めています。

(5) 事務リスク管理

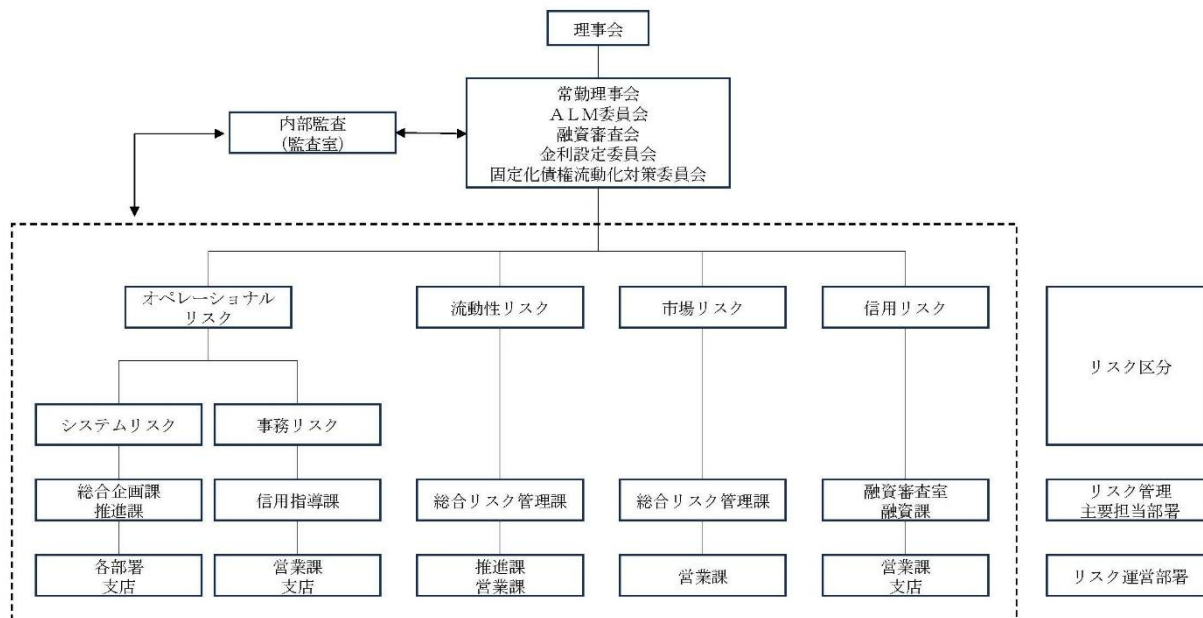
事務リスクとは、役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより金融機関が損失を被るリスクのことです。当JAでは、業務の多様化や事務量の増加に対応して、正確な事務処理を行うため事務マニュアルを整備するとともに、内部監査・自主検査を実施し事務リスクの削減に努めています。また、事故・事務ミスが発生した場合には、事務リスク管理規程に基づき発生状況を把握し改善を図るとともに、内部監査により重点的なチェックを行い、再発防止策を実施しています。

VI. 事業活動に関する事項

(6) システムリスク管理

システムリスクとは、コンピュータシステムのダウン又は誤作動等、システムの不備に伴い金融機関が損失を被るリスク、さらにコンピューターが不正に使用されることにより金融機関が損失を被るリスクのことです。当JAでは、コンピュータシステムの安定稼動のため、安全かつ円滑な運用に努めるとともに、システムの万一の災害・障害等に備えています。

◇リスク管理体制表



■法令等遵守の体制

JAは組合員の社会的・経済的地位の向上と地域社会への貢献を目的とする協同組織であり、利潤を追求する株式会社等とはもともと目的を異にしています。したがって、法令や法令にもとづく各種ルール、さらには社会的な規範を遵守することは当然の責務であると考え、民主的運営を基本に社会的責任や使命に反する行為がないよう努めています。

このような責任や使命を着実に果たしていくためには、役職員一人ひとりが、高い倫理観のもと、常に誠実かつ公正な業務を遂行する、いわゆるコンプライアンス態勢の確立が不可欠であると考えます。

当JAは、コンプライアンスを経営の最重要課題の一つととらえ、コンプライアンス態勢確立のため、様々な方針および関係規程等を整備してまいりましたが、今後も積極的に組合員や地域の皆さまの信頼・支持を損なわないようなJAづくりに努めていきます。

◇コンプライアンス基本方針

当組合では、以下のようなコンプライアンスの基本方針を制定し、コンプライアンスを重視した経営に取り組んでいます。

(1) 社会的責任と公共的使命の認識

当JAのもつ社会的責任と公共的使命を認識し、健全な事業運営の徹底を図ります。

(2) 組合員等のニーズに適した質の高いサービスの提供

創意と工夫を活かしたニーズに適した質の高いサービスの提供を通じて、組合員・利用者及び地域社会の発展に寄与します。

(3) 法令やルールの厳格な遵守

農業協同組合法の遵守や、独占禁止法に違反する行為や違反するおそれのある行為を行わないなど、関連する法令やルールを厳格に遵守し、社会的規範に反することのない、誠実かつ公正な事業運営を行います。

(4) 反社会的勢力の排除

社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で臨み、これを断固として排除します。

(5) 透明性の高い組織風土の構築と社会とのコミュニケーションの充実

経営情報の積極的かつ公正な開示をはじめとして、系統内外とのコミュニケーションの充実を図りつつ、真に透明な経営の重要性を認識した組織風土を構築します。

VI. 事業活動に関する事項

◇コンプライアンス運営態勢

コンプライアンス態勢全般にかかる検討・審議を理事会で行うとともに、コンプライアンスの推進を行うため、コンプライアンス統括責任者、事業統括責任者、責任者、担当者を設置しています。

基本姿勢及び遵守すべき事項を記載した手引書「コンプライアンス・マニュアル」を策定し、研修会を行い全役職員に徹底しています。

毎年度、コンプライアンス・プログラムを策定し、実効ある推進に努めるとともに統括部署（総合リスク管理課）を設置し、その進捗管理を行っています。

また、組合員・利用者の皆さまの声を真摯に捉え、前向きに事業に反映するため、苦情・相談の窓口を設置しています。

◇令和7年度の取組み事項

令和7年度は不祥事件の発生に伴い、通常のコンプライアンス・プログラムに基づく取組みに加え再発防止策の取組みを実施いたしました。

令和8年度は、引き続き再発防止策の着実な実践・定着を図りコンプライアンス意識の更なる向上・醸成を目指し、不祥事の無い健全なJAであり続けられるよう役職員一丸となってコンプライアンス態勢の再構築に取り組んでまいります。

1. 役職員研修の実施

(1) 職員研修会

- | | |
|------------------------------|--|
| ① コンプライアンス責任者会 | 全体職場長会：4月2日、5月29日、7月31日、10月29日、1月29日 |
| ② コンプライアンス責任者研修会 | 5月29日（コンプライアンスの基礎と事例研究） |
| ③ 令和8年度新任支店長新任副支店長
予定者研修会 | 3月24日（令和7年度コンプライアンス・プログラムについて） |
| ④ コンプライアンス担当者研修会 | 6月17日（令和7年度コンプライアンス・プログラムについて等） |
| ⑤ 新入職員、採用予定者研修会 | 5月16日（JA役職員にとってのコンプライアンス等）
3月26日（コンプライアンスとは等） |

- | | |
|--------------|---|
| ⑥ 事業部門毎の職員研修 | （企画管理関係8回、金融関係48回、指導経済関係9回）
4月19日（農協職員として留意すべきコンプライアンス）
10月25日（JAにおける不祥事案他） |
| (2) 役職員全体研修会 | 定例（月毎）及び随時（半期毎） |

2. 自主検査の実施

3. 職員行動自主点検の実施（半期毎）

4. 苦情等の報告書取り纏め（四半期毎）

5. 職場離脱の実施

6. コンプライアンス面接の実施（年間2回）

7. ヘルプライン運用状況報告（半期毎）

「連続職場離脱実施要領」に基づき、職員が連続して職場を離れる制度を実施
7月、12月
9月、3月

◇令和8年度の取組み事項（令和8年度コンプライアンス・プログラム）

当JAは、社会的責任及び公共的使命を果たすため、コンプライアンス基本方針並びにコンプライアンス運営規程等に則り、コンプライアンスを重視した職場風土を醸成するために、役職員の法令遵守意識の高揚に向けて具体的な取組計画を策定し、計画に沿った取り組みを行います。

1. 組合長・専務・常務は、年頭所感や総代会、全体役職員研修等あらゆる機会をとらえ、コンプライアンスに対する積極的な取り組み姿勢を示し、コンプライアンス意識の高い職場風土を醸成するように努めます。
2. 理事は、業務遂行に際し、コンプライアンスの問題を常に意識し、規則に基づき、公正・公平に断固とした態度で対応します。
3. 理事及び監事は、理事会、監事会、常勤理事会等において、コンプライアンスにかかる諸問題の論議を行い、認識の共有化を図ります。

【令和8年度の取り組み事項】

I 基本的取り組み事項

1. 不祥事再発防止策の取り組みを確実に実践、定着化を図り不祥事発生を防止します。
2. 全職員に対し、各種研修会・会議・学習会・自主点検等を通じて、コンプライアンス意識の向上に努め、コンプライアンス違反を許さない職場風土を確立します。
3. コンプライアンスに係る取り組みが確実に実践できるよう、進捗管理を徹底します。

II 具体的取り組み事項

1. 経営層での取り組み
業務の健全性・適切性を確保するための態勢(内部管理態勢)の整備に係る基本方針である「内部統制基本方針」に沿った取り組みを行います。
2. 諸規程等の策定と必要な見直し
法令等の改正により必要な場合には、策定や改正を行います。
3. 不祥事再発防止の取り組み
 - (1)実効性ある自主検査の実施及び検証
 - ①総合リスク管理課は、本店担当部署と連携し、自主検査の実効性確保に努めるとともに、自主検査システムの導入による事務の効率化を図った上で、各部門の実態に即した自主検査項目となるよう必要な見直しを行います。
 - ②監査室は、検査結果で適正とされた事項について、内部監査項目と同一の項目があれば、検査結果どおり適正に行われているかを確認します。
 - (2)内部牽制を目的とした連続職場離脱の完全実施
 - ①連続職場離脱実施要領に基づき有効に実施されているか、進捗管理をおこないます。
 - ②事前点検及び業務点検を実施し、内部牽制機能や不正等の検証を徹底します。
 - (3)人事課による異動対象者の定期異動の実施
人事ローテーション実施要領に定める基準に則り定期異動を実施し、職員の能力開発の促進、職場の活性化、及び不祥事の未然防止を図ります。
 - (4)職員行動管理の徹底
 - ①職場長による「コンプライアンス面接」を実施し、部下の行動管理を行います。
 - ②全職員を対象に、「職員行動自主点検表」を適宜見直し、点検を行い、自らの行動を振り返る機会を設けます。
 - (5)コンプライアンス意識の醸成
 - ①朝礼において、当JAの経営理念や職員行動指針等の唱和を行います。
 - ②様々なリスクに応じた研修を企画立案し、全役職員への浸透を図ります。また、コンプライアンス違反が発見された場合の報告ルートや不祥事を起こした場合の懲罰指針を周知するとともに、コンプライアンス違反を許さない、明るく風通しの良い職場醸成を図ります。
 - (6)JAヘルプライン(内部通報制度)の活用
全職員に対して、全国JAヘルプラインの周知を図り、コンプライアンス違反を見逃さない職場風土を醸成するとともに、万が一、通報があった場合には、全国JAヘルプライン運営会議及び委託先と連携して適切な対応を行います。
また、公益通報者保護法に基づく内部通報制度(ヘルプライン)の整備を周知し機能させ、行政処置不祥事の未然防止や早期発見を図ります。
 - (7)組合員組織口座管理状況の確認
 - ①当組合内に開設している全ての組合員組織口座を検索し、リストを作成します。
 - ②上記①のリストをもとに、会計受託未契約口座の組織代表等に対し通帳および印鑑の管理状況の確認を実施します。
 - (8)県下一斉点検の実施
更なる内部統制の整備・運用が求められる中、組合員・利用者の信頼と信用を確立するため、県内不祥事事例をもとに県下一斉点検を実施します。

VI. 事業活動に関する事項

(9)コンプライアンスアンケートの実施

総合リスク管理課は、不祥事が発生していないか、またその兆候がないか早期発見のため、年2回全職員を対象にアンケートを実施します。

4. 内部管理態勢(内部統制)の整備・強化

(1)内部統制基本方針に基づく各部署にて所管する要領、事務手続、マニュアルを適宜見直し、適正な運営に努めるよう内部管理態勢(内部統制)の整備・運用を徹底します。

(2)各事業の内部統制の運用状況の点検を半期毎に実施するとともに、点検結果に基づく運用改善を図ります。

5. 個人情報保護法関係

(1)個人データ取扱台帳の整備と定期的な見直し

各職場単位で個人データ取扱台帳を整備し、年に一回、内容を見直します。

(2)個人データ管理台帳、特定個人情報持出記録簿の運用周知

個人データの持出や移送・送信等については、個人情報取扱細則に基づき、個人データ管理台帳、特定個人情報持出記録簿に記載するという運用面での周知徹底を図ります。

(3)個人情報に関する学習会

職場内コンプライアンス学習で、個人情報漏えい等防止に関するテーマを実施します。

(4)監査室による内部監査

監査室は、特定個人情報を含む個人情報の管理状況について監査を実施します。

6. 苦情等処理対応

(1)顧客申出対応及び業務改善状況報告書の運用

①各職場においては、J Aバンク、J A共済、各事業の苦情等対応要領に基づき、組織組合員等からの苦情・相談等をもれなく顧客申出対応及び業務改善状況報告書に記入し、必要な範囲で報告します。

②相談・苦情等総括部署は、各職場からの苦情・相談等の内容や対応策・改善すべき事項を取りまとめ、研修等を活用して情報を共有化します。また、重要な事案が発生した場合には、デスクネット等を活用して迅速な情報共有を行い、関連部署と連携し対応方策を協議し速やかな解決を図ります。

③総合リスク管理課は、利用者対応が適切に行われているか、報告書等の記載内容についてモニタリングを実施します。

(2)苦情等相談窓口への対応

組合員や地域利用者からの苦情・相談を真摯に受け止め、J Aバンク相談所、J A共済相談受付センター、中央会・連合会と連携して、適切な対応を行います。

VI. 事業活動に関する事項

7. コンプライアンスに係る研修等計画

コンプライアンスに係る研修を以下のような内容で、実施します。

以下に掲げる研修のほか、各種会議体等の中で、コンプライアンス・マニュアル等を活用して、コンプライアンス意識の醸成を図ります。

また、法令等の改正が行われた場合には、必要に応じ研修会を開催することとします。

対象者	実施頻度	研修内容案
全役職員 (役職員全体研修会)	年1回	外部講師等による研修
職場長 (全体職場長会議)	年4回	コンプライアンス・プログラムの周知 苦情等処理取りまとめ報告について 職員行動自主点検取りまとめ結果について
新任支店長 (新任支店長研修)	年1回	コンプライアンス・プログラムの周知 (自主検査、連続職場離脱、事務ミス、苦情処理等)
コンプライアンス責任者	年1回	外部講師等による研修
コンプライアンス担当者	年1回	コンプライアンス・プログラムの周知 個人情報の取扱いについて
新入職員及び 次年度採用予定者	各年1回	コンプライアンスの意義 J A福岡市のコンプライアンス態勢について
各業務単位 (各部門による会議)	随時	各業務部門にかかる法令等の周知・徹底
各職場単位 (コンプライアンス学習)	月1回	不祥事再発防止をテーマとした学習 個人情報漏えい等防止をテーマとした学習

III コンプライアンスに係る監査計画

上記Ⅱの取り組み事項のうち、「不祥事再発防止策実践の取り組み」及び「個人情報保護法関係」及び「苦情等処理対応」について、支店・事業所等の監査を実施します。

具体的な監査項目及び監査実施時期については、内部監査計画によります。

IV コンプライアンス・プログラムの進捗管理の徹底と改善

1. コンプライアンス・プログラムの進捗管理の徹底

総合リスク管理課は、上記取り組み事項について各部門からの報告や各部門へのモニタリング等を通じて進捗管理を行うとともに、進捗状況を半期ごとに常勤理事会及び理事会に報告し、組織全体でコンプライアンス・プログラムの履行・達成状況を確認します。

2. コンプライアンス・プログラムの見直し

年度途中で新たな対策や既に取り組んでいる事項の大幅な見直しが必要となった場合には、適宜、コンプライアンス・プログラムの見直し・改善を行います。

V 実施期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日までを実施期間とします。

■金融ADR制度への対応

1. 苦情処理措置の内容

当JAでは、苦情処理措置として、業務運営体制・内部規則等を整備のうえ、その内容をホームページ・チラシ等で公表するとともに、JAバンク相談所（一般社団法人JAバンク・JF マリンバンク相談所、電話：03-6837-1359）やJA共済相談受付センター（電話：0120-536-093）とも連携し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。

まずは、JA福岡市各支店苦情対応担当者へお申出ください。

ご満足いただけない場合は、下記にお申出下さい。（月～金 9時～17時）

貯金に関するお申出は、	信用指導課	（電話 092-711-2030）
融資に関するお申出は、	融資課	（電話 092-711-2077）
共済に関するお申出は、	共済保全課	（電話 092-711-2020）
営農に関するお申出は、	農業振興課	（電話 092-711-2063）
園芸に関するお申出は、	園芸販売課	（電話 092-711-2064）
農業・生活資材、お米に関するお申出は、	資材課	（電話 092-711-2087）
上記以外に関するお申出は、	総合リスク管理課	（電話 092-711-2085）

2. 紛争解決措置の内容

当JAでは、紛争解決措置として、次の外部機関を利用しています。

・信用事業

福岡県弁護士会紛争解決センター	福岡県弁護士会館	（電話 092-791-1840）
福岡県弁護士会紛争解決センター	北九州法律相談センター	（電話 093-561-0360）
福岡県弁護士会紛争解決センター	久留米法律相談センター	（電話 0942-30-0144）

・共済事業

（一社） 日本共済協会 共済相談所	（電話 03-5368-5757） (https://www.jcia.or.jp/advisory/index.html)
（一財） 自賠償保険・共済紛争処理機構	(https://www.jibai-adr.or.jp/)
（公財） 日弁連交通事故相談センター	(https://www.n-tacc.or.jp/)
（公財） 交通事故紛争処理センター	(https://www.jcstad.or.jp/)

日本弁護士連合会 弁護士費用保険ADR
(<https://www.nichibenren.or.jp/activity/resolution/lac.html>)

各機関の連絡先（住所・電話番号）につきましては、上記ホームページをご覧ください。

■金融商品の勧誘方針

当組合は、貯金・定期積金・共済その他の金融商品の販売等の勧誘にあたっては、次の事項を遵守し、組合員・利用者の皆さまに対して適正な勧誘を行います。

- ①組合員・利用者の皆さまの商品利用目的ならびに知識、経験、財産の状況及び意向を考慮のうえ、適切な金融商品の勧誘と情報の提供を行います。
- ②組合員・利用者の皆さまに対し、商品内容や当該商品のリスク内容など重要な事項を十分に理解していただくよう努めます。
- ③不確実な事項について断定的な判断を示したり、事実でない情報を提供するなど、組合員・利用者の皆様の誤解を招くような説明は行いません。
- ④電話や訪問による勧誘は、組合員・利用者の皆さまのご都合に合わせて行うよう努めます。
- ⑤組合員・利用者の皆さまに対し、適切な勧誘が行われるよう役職員の研修の充実に努めます。
- ⑥販売・勧誘に関する組合員・利用者の皆さまからのご質問やご照会については、適切な対応に努めます。

■個人情報の取扱い方針・情報セキュリティ基本方針

福岡市農業協同組合個人情報保護方針

福岡市農業協同組合
(令和4年4月1日改正)

福岡市農業協同組合（以下「当組合」といいます。）は、組合員・利用者等の皆様の個人情報を正しく取り扱うことが当組合の事業活動の基本であり社会的責務であることを認識し、以下の方針を遵守することを誓約します。

1. 関連法令等の遵守

当組合は、個人情報を適正に取り扱うために、「個人情報の保護に関する法律」（以下「保護法」といいます。）その他、個人情報保護に関する関係諸法令および個人情報保護委員会のガイドライン等に定められた義務を誠実に遵守します。

個人情報とは、保護法第2条第1項、第2項に規定する、生存する個人に関する情報で、特定の個人を識別できるものをいい、以下も同様とします。

また、当組合は、特定個人情報を適正に取り扱うために、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（以下「利用法」といいます。）その他、特定個人情報の適正な取扱いに関する関係諸法令及びガイドライン等に定められた義務を誠実に遵守します。

特定個人情報とは、番号利用法第2条第8項に規定する、個人番号をその内容に含む個人情報をいい、以下も同様とします。

2. 利用目的

当組合は、個人情報の取扱いにおいて、利用目的をできる限り特定したうえ、あらかじめご本人の同意を得た場合及び法令により例外として扱われるべき場合を除き、その利用目的の達成に必要な範囲内でのみ個人情報を利用します。ただし、特定個人情報においては、利用目的を特定し、ご本人の同意の有無に関わらず、利用目的の範囲を超えた利用は行いません。

ご本人とは、個人情報によって識別される特定の個人をいい、以下同様とします。

利用目的は、法令により例外として扱われるべき場合を除き、あらかじめ公表するか、取得後速やかにご本人に通知し、又は公表します。ただし、ご本人から直接書面で取得する場合には、あらかじめ明示します。

3. 適正取得

当組合は、個人情報を取得する際、適正かつ適法な手段で取得いたします。

4. 安全管理措置

当組合は、取扱う個人データ及び特定個人情報を利用目的の範囲内で正確・最新の内容に保つよう努め、また安全管理のために必要・適切な措置を講じ役職員及び委託先を適正に監督します。なお、個人データとは、保護法第16条第3項が規定する、個人情報データベース等(保護法第16条第1項)を構成する個人情報をいい、以下同様とします。

5. 仮名加工情報及び匿名加工情報の取扱い

当組合は、仮名加工情報（保護法第2条第5項）及び匿名加工情報(保護法第2条第6項)の取扱いに関しては、保護法・ガイドライン等に則して、安全管理に関する必要かつ適切な措置を講じます。

6. 第三者提供の制限

当組合は法令により例外として扱われるべき場合を除き、あらかじめご本人の同意を得ることなく、個人データを第三者に提供しません。

また、当組合は、番号利用法第19条各号により例外として扱われるべき場合を除き、ご本人の同意の有無に関わらず、特定個人情報を第三者に提供しません。

7. 機微（センシティブ）情報の取り扱い

当組合は、ご本人の機微（センシティブ）情報（要配慮個人情報並びに労働組合への加盟、人種・民族、門地・本籍地、保健医療等に関する情報）については、法令等に基づく場合や業務遂行上必要な範囲においてご本人の同意をいただいた場合等を除き、取得・利用・第三者提供はいたしません。

8. 開示・訂正・利用停止等

当組合は、保有個人データ等につき、法令に基づきご本人からの開示・訂正・利用停止等に応じます。

保有個人データとは、保護法第16条第4項に規定するデータをいいます。

9. 苦情窓口

当組合は、取り扱う個人情報につき、ご本人からの質問・苦情に対し迅速かつ適切に取り組み、そのための内部体制の整備に努めます。

10. 継続的改善

当組合は、取り扱う個人情報について、適正な内部監査を実施するなどして、本保護方針の継続的な改善に努めます。

以上

福岡市農業協同組合情報セキュリティ基本方針

(平成 27 年 11 月 26 日改正)

福岡市農業協同組合(以下、「当組合」といいます。))は、組合員・利用者の皆様との信頼関係を強化し、より一層の安心とサービスを提供するため、組合内の情報及びお預かりした情報のセキュリティの確保と日々の改善に努めることが当組合の事業活動の基本であり、社会的責務であることを認識し、以下の方針を遵守することを誓約します。

- 1) 当組合は、情報資産を適正に取り扱うため、コンピュータ犯罪に関する法律、不正アクセス行為の禁止に関する法律、IT 基本法その他の情報セキュリティに関係する諸法令、及び農林水産大臣をはじめ主務大臣の指導による義務を誠実に果たします。
- 2) 当組合は、情報の取扱い、情報システム並びに情報ネットワークの管理運用にあたり、人的(組織的)・物理的・技術的安全管理措置を適切に実施し、情報資産に対する不正な侵入、紛失、漏洩、改ざん、破壊、利用妨害等などが発生しないよう努めます。
- 3) 当組合は、情報セキュリティに関して、業務に従事する者の役割を定め、この方針に基づき、組合全体で情報セキュリティを推進できる体制を維持します。
- 4) 当組合は、万一、情報セキュリティを侵害するような事象が発生した場合、その原因を迅速に解明し、被害を最小限に止めるよう努めます。
- 5) 当組合は、上記の活動を継続的に行うと同時に、新たな脅威にも対応できるよう、情報セキュリティマネジメントシステムを確立し、維持改善に努めます。

以 上

■内部監査体制

当 J A では、内部監査部門を被監査部門から独立して設置し、経営全般にわたる管理及び各部門の業務の遂行状況を、内部管理体制の適切性と有効性の観点から検証・評価し、改善事項の適切性の維持・改善に努めています。

また、内部監査は、J A の本店・支店・事業所等すべての部署を対象とし、年間の内部監査計画に基づき実施しています。監査結果は、代表理事組合長及び監事に報告したのち被監査部門に通知され、定期的に被監査部門の改善取り組み状況をフォローアップしています。また、監査結果の概要を定期的に理事会に報告することとしています。特に重要な事項については、直ちに理事会、代表理事組合長、監事に報告し、速やかに適切な措置を講じることとしています。

5. 自己資本の状況

■自己資本比率の状況

当 J A では、多様化するリスクに対応するとともに、組合員や利用者のニーズに応えるため、財務基盤の強化を経営の重要課題として取り組んでいます。内部留保に努めるとともに、不良債権処理及び業務の効率化等に取り組んだ結果、令和 8 年 3 月末における自己資本比率は、13.60%となりました。

■経営の健全性の確保と自己資本の充実

当 J A の自己資本は、組合員の普通出資によっています。

項 目	内 容
発行主体	福岡市農業協同組合
資本調達手段の種類	普通出資
コア資本に係る基礎項目に算入した額	93 億 8 千 7 百万円

当 J A は、「自己資本比率算出要領」を制定し、適正なプロセスにより自己資本比率を正確に算出して、当 J A が抱える信用リスクやオペレーショナル・リスクの管理及びこれらのリスクに対応した十分な自己資本の維持を図るとともに、内部留保の積み増しにより自己資本の充実に努めています。

とりわけ、財務基盤強化のため、福岡市食料農業協同組合を目指した総合三ヵ年計画において、事業利用者の准組合員加入推進や、地域住民の J A 活動への参画促進を図るため、組合員加入促進運動に取り組んでおり、令和 7 年度期末の出資金額は、対前年度比 9 千 3 百万円増の 93 億 8 千 7 百万円となっています。